RIZAP ENGLISH 会則

本書面は、本サービスについて重要な事項を記載した書面になりますので、本書面の内容を十分にお読みください。

第 1 条(適用範囲)
RIZAP ENGLISH 会則(以下「本会則」といいます)は「RIZAP ENGLISH」(以下「本校」といいます)の会員に適用します。

第 2 条(管理運営)
本校のすべての施設は、「RIZAP ENGLISH 株式会社」(以下「会社」といいます)が経営します。会社は、各施設内に、管理運営にあたる事務所をおきます。

第 3 条(会員制)
1. 本校の個別施設を構成する各種サービスゾーン(以下「諸施設」といいます)の利用範囲、条件及び特典については別に定めます。
2. 本校の会員区分は、以下のとおりとします。
 (1) 個人会員
 (2) 法人会員

第 4 条(入会資格)
本校の入会資格は、以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。
 (1) 本会則及び「個人情報保護方針」「個人情報の取扱いについて」に同意した方。
 (2) 中学生以上の方。但し、満 20 歳未満の場合は入会時に親権者の同意が必要となります。
 (3) 伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
 (4) 反社会的勢力(暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等をいいます。以下本会則において同じ。)の関係者でない方。
 (5) 過去に会社より除名の通告を受けていない方。
 (6) 過去に 30 日間全額返金保証制度の適用を受けていない方。

第 5 条(入会手続き)
1. 本校への入会希望者は、以下に定める入会申込手続きを行っていただきます。
 (1) 所定の申込書類(以下「利用申込書」といいます)に、本会則及び「個人情報保護方針」「個人情報の取扱いについて」に同意した上で入会申込みを行っていただきます。
 (2) 会社は、所定の基準に従い、入会資格の有無等を判断の上、入会の承諾を行います。
 (3) 会員区分に従い、第 8 条に定める諸費用を会社に払い込みいただきます。
2. 未成年の方が入会しようとするときは、親権者の同意を得た上で、入会申込みを行っていただきます。この場合、親権者は、法令に定めがある場合を除いて、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく義務及び責任を本人と連帯して負うものとします。

第 6 条(変更手続き等)
1. 会員は、利用申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
2. 会社より会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知、連絡等の発送をもってその効力を有するものとします。

第 7 条(個人情報保護)
会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める「個人情報保護方針」「個人情報の取扱いについて」に従って管理します。

第 8 条(諸費用)
1. 会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、入会金及びコース費用等会社が別途定める諸費用(以下「諸費用」といいます)をお支払いいただきます。
2. 会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、前項の諸費用をお支払いいただきます。
3. 一旦納入した諸費用は、返還できません。但し、第 14 条各号のいずれかに該当する場合又は会員が第 18 条に定める中途解約を行った場合は除きます。
4. 会員が別途定める期日までに諸費用を支払わない等債務不履行がある場合、会社は、会員に対し通知をすることにより、未払いの諸費用と会社が会員に対して負う債務とを対等額にて相殺することがあります。
5. 第 1 項に定める期日までに支払うべき諸費用全額のお支払いが完了しない場合、諸施設の利用ができなくなることがあります。
6. 会員が諸費用の支払を会社が別途指定する支払期日までに履行しないときは、会社は会員に対し、未払の諸費用(以下「未納金」という。)の督促を行うことがあります。この場合、会社は会員に対し、督促 1 回あたり督促手数料として 330 円(税込)を請求するものとし、会員は、督促手数料と未納金(以下「督促手数料等」という。)を併せて、会社の別途指定する方法・期日までに支払うものとします。なお、督促手数料等の支払にかかる費用(コンビニ決済手数料等)は、会員の負担とします。

第 9 条(会員資格の取得)
第 5 条の入会手続きが完了したときに、本校の会員資格を取得するものとします。

第 10 条(会員資格の相続・譲渡)
本校の会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権及び譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。また、本校の会員資格は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。但し、法人の合併その他組織再編行為を除きます。

第 11 条(禁止事項)
会員は、諸施設において次の行為をしてはいけません。
 (1) 他の会員や本校スタッフを誹謗、中傷する行為。
 (2) 他の会員や本校スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の一切の暴力行為。
 (3) 大声、奇声を発する行為、他の会員や本校スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
 (4) 物を投げる、壊す、叩く等、他の会員や本校スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
 (5) 本校の施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
 (6) 他の会員や本校スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
 (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で本校スタッフを拘束する等の迷惑行為。
 (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
 (9) 刃物、火器、薬品など危険物を施設内へ持ち込む行為。
 (10) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
 (11) 高額な金銭、貴金属その他貴重品を施設内へ持ち込む行為。
 (12) 本校スタッフに対する、会社以外の他社への就職あっせんや引き抜きの行為。
 (13) 施設内で食事をする行為
 (14) 施設内で喫煙する行為
 (15) 施設内で録音・撮影する行為
 (16) 本会則または会社が別途定める諸規則(以下「諸規則」といいます)に違反する行為
 (17) その他法令及び公序良俗に反する一切の行為。

第 12 条(免責)
1. 会員が本校の施設内においてまたは本校のサービスを受けるにあたり損害を被った場合でも、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は、当該損害に対する一切の責任を負いません。
2. 本校は、第 11 条第 11 号により、会員が高額な金銭、貴金属その他貴重品を施設内に持ち込む行為を禁止しております。会員が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、会社に故意または過失がない限り、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。
3. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについて、会社は一切関与いたしません。

第 13 条(会員の損害賠償責任)
会員が諸施設の利用中、会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負い、会社に対して一切迷惑をかけないものとします。

第 14 条(会員資格喪失)
会員は各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失します。
 (1) 第 17 条に定めるクーリング・オフが行われたとき。
 (2) 第 19 条により除名されたとき。
 (3) 第 22 条に定める 30 日間全額返金保証制度を適用したとき。
 (4) 死亡したとき。
 (5) 会社が入会手続きをした施設の全部を第 20 条により閉鎖したとき。
 (6) 法人会員においては、法人会員契約の終了または変更により会員資格を喪失したとき。
 (7) 会員に対し、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清掃開始その他倒産処理手続(将来制定される手続きを含みます)開始の申立てがあったとき。

第 15 条(予約の変更・キャンセル)
予約の変更・キャンセルについては、会社が別途定めるとおりとします。それ以降の変更・キャンセルは認められず、1 回分のセッション(初回オリエンテーションを含むものとします。以下において同様です。)を実施したものとみなします。但し、本校の都合や、本校の判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。

第 16 条(有効期限の延長)
会員は、コースの有効期限内に規定回数のセッションを実施できないときは、会社所定の書面により有効期限の延長手続を行うことができるものとします。会員が有効期限の延長手続を行った後、会社が有効期限の延長を承認した時に、当該会員のコースの有効期限は延長されます。延長期限は最長 6 ヶ月とし、延長の理由により手続き時に期限を定めるものとします。なお、一度延長した有効期限の再延長は行えないものとします。有効期限の延長手続きは、必ず来店のうえ書面で行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による有効期限の延長手続には応じかねます。

第 17 条(クーリング・オフ)

1. 会員は契約書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間は、書面（又は当社宛の電磁的記録）により契約の解除を行うことができます（以下、この解除を「クーリング・オフ」といいます。）。ただし、会社が不実を告げ入会者が誤認したり、会社が威迫して会員が困惑したりした結果、クーリング・オフが行使されなかった場合、会社が再度クーリング・オフのできる旨を記載した書面を交付して 8 日間（交付日を含みます）が経過しないかぎり、会員はクーリング・オフをすることができます。
2. クーリング・オフは、会員がクーリング・オフに係る書面又は電磁的記録を発した時より、その効力を生じるものとします。
3. クーリング・オフがあった場合、会社は会員に対して、クーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の請求ができないものとします。
4. クーリング・オフがあった場合、既にセッション提供（第 15 条により 1 回分のセッションを実施したものとみなされる場合を含む。以下同じ。）後であったとしても、会社は既に提供したセッションに関する対価その他の金銭の支払いの請求をすることができません。
5. クーリング・オフがあった場合、会社は会員より受領している納入金（入会金を含む。以下同じ。）の全額を速やかに返還するものとします。
6. クーリング・オフがあった場合、会員は会社に対し、会社から無償で提供された商品（テキスト・書籍・電子データ等の教材）を速やかに返還するものとします。
7. クーリング・オフがあった場合、会社から無償で提供された商品（テキスト・書籍・電子データ等の教材）返還に要する費用は会社の負担とします。
8. 契約期間が 2 ヵ月以下、又は会員の会社に対する支払い総額が 5 万円以下の場合には、クーリング・オフの規定は適用されません。

第 18 条(中途解約)

1. 会員は、自己都合によりお申し込みされたコースにかかる契約を中途解約するときは、解約手続きを行うものとします。解約手続きが行われた場合、会員は会社に対し、会社から無償で提供された商品（テキスト・書籍・電子データ等の教材）を速やかに返還するものとします。
2. 会員が、セッション提供前に中途解約した場合、会社は、会員に対し、第 1 号に掲げる金額から第 2 号に掲げる金額を控除した金額を返還いたします。
 (1) 会員より受領している納入金
 (2) 初期費用 15,000 円(税込)
3. 会員が、セッション提供後に中途解約した場合、会社は、会員に対し、第 1 号に掲げる金額から、第 2 号から第 5 号までに掲げる金額を控除した金額を返還いたします。
 (1) 会員より受領している納入金
 (2) 前項第 2 号に掲げる金額。但し、入会時にお申し込みされたコースにかかる契約を中途解約する場合に限る。
 (3) 割賦販売手数料（割賦提供価格に相当する金額から現金提供価格に相当する金額を控除した額をいう）（ただし、会員が会社と割賦販売契約を締結して諸費用を支払っている場合に限る。）
 (4) 提供済みのセッションの対価（1回当たりの料金に提供済みのセッションの回数を乗じた金額をいい、1回当たりの料金とは、コース料金全額を、全セッション数から無料セッション数を減じた数で割った金額をいう。以下本条において同じ。）
 (5) 5 万円又は契約残額（1回あたりのコース料金にセッションの残り回数を乗じた金額をいう。以下本条において同じ）の 20%に相当する額のいずれか低い額を控除した額

第 19 条(除名)

1. 会社は、会員が次の各号に該当するときは、その会員を本校から除名することができます。除名された会員は、以降諸施設の利用が一切できません。
 (1) 第 4 条の入会資格を喪失したとき。または、入会資格を満たしていなかったことが入会後に判明したとき。
 (2) 本会則及び諸規則に違反したとき。
 (3) 他の会員や本校スタッフを誹謗、中傷し、本校に被害の届出があったとき
 (4) 他の会員や本校スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の一切の暴力行為があったとき。
 (5) 大声、奇声を発する行為、他の会員や本校スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
 (6) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や本校スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
 (7) 本校の施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為があったとき。
 (8) 他の会員や本校スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、本校にその旨の届出があったとき。
 (9) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で本校スタッフを拘束する等の迷惑行為があったとき。
 (10) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為があったとき。
 (11) 刃物、火器、薬品などの危険物を施設内へ持ち込む行為があったとき。
 (12) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為を行い、本校スタッフの中止勧告に従わないとき。
 (13) 割賦利用による諸費用の支払いを連続して 2 ヶ月怠ったとき。
 (14) 本校スタッフに対する会社以外の他社への就職斡旋や引き抜きの行為を行ったとき。
 (15) 本校の許可なく、直接本校スタッフからセッションを受けたとき。
 (16) 法令及び公序良俗に反する一切の行為を行ったとき。
 (17) 本校スタッフが会員と連絡が取れなくなった場合、またはセッションを 3 回以上無断でお休みされたとき。
 (18) その他会社が会員としてふさわしくないと認めたとき。
2. 前項各号に基づき除名された場合には、会社は、会員に対し、前条各項に定める中途解約の場合に準じ、会員から受領した金額の一部を返還いたします。

第 20 条(施設の閉鎖・休業及び解散)

会社は、次の各号に該当するときは、諸施設の全部または一部の閉鎖、休業または本校の解散(以下「閉鎖等」といいます。)をすることができます。閉鎖等が予定されている場合は、原則として 1 ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

(1) 気象災害やその他外的要因により、会員に危険が及ぶと会社が判断したとき。
(2) 施設の増改築、修繕または点検を実施するとき。
(3) 定期休業によるとき。
(4) 事業譲渡その他本校の運営事業の承継、本校の運営事業の撤退その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき。

第 21 条(利用の禁止)

会員が次の各号に該当するときは、諸施設の全部または一部を制限します。なお、受講日当日に拒否を行わざるえない場合は 1 回分のセッションを実施したものとみなします。

(2) 反社会的勢力であると会社が認めたとき。
(3) 伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患しているとき。
(4) 飲酒等により、セッションが受講できないと会社が判断したとき。
(5) その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。

第 22 条(30 日間全額返金保証制度)

1. 会社は、会員から返金の申し出があった場合、次の各項に従って、会員に対して支払い済みの諸費用の全額を返還します。この場合、会員は本校を退会したものとみなします。ただし、クーリング・オフの期間内の場合は、クーリング・オフの定めに従うものとします。
2. 前項に定める返金の手続きは、来店、郵送または電子契約サービス等により書面で行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による手続きには応じかねます。
3. 前項の手続きが行われた場合、会員は会社に対し、会社から無償で提供された商品（テキスト・書籍・電子データ等の教材）を速やかに返還するものとします。
4. 会員が会社と割賦販売契約を締結して諸費用を支払っている場合、支払い済みの諸費用を返還いたします。
5. 会員による会社への返金の申し出は、入会時に契約されたコースの初回ご利用日（初回プランニングセッション日）を起算日として 30 日以内(当該日が営業日でない場合は、その翌営業日とします。)に手続きを行うものとして、それ以降は返金の申し出を行うことができないものとします。
6. 本条に基づいて支払い済みの諸費用の返金を受けた会員は、以降本校の諸施設を一切利用できません。
7. 前各号の規定に関わらず、会社が販売する物品(英語教材等を含みますがこれらに限られません。)については、第 1 項に基づく全額返金の対象外です。

第 23 条(前受金の保全)

会社は、入会金・設備費・コース料金・教材費等の諸費用に対する納入金の保全措置はとっておりません。

第 24 条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

1. 会社は、会員が負担すべき諸費用について、会社が必要と判断したときは変更することができます。
2. 会社は、施設運営システムを、会社が必要と判断したときは変更することができます。
3. 前二項の場合、会社は 1 ヵ月前までに、会員にこれを告知します。
4. 会社は、トレーナーの病気その他やむを得ない事情がある場合には、トレーナーの担当変更をすることができます。
5. 前項の場合、変更が決定した段階で、会員にこれを告知します。

第 25 条(本会則等の改訂)

会社は、本会則及び諸規則の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、会社は予め改訂の 1 ヵ月前までに告知することにより、改訂した本会則及び諸規則の効力は全会員に及ぶものとします。

第 26 条(告知方法)

本会則における会員への告知は、施設内への掲示及び会員から届け出のあった電子メールアドレス宛てに電子メールを送信して通知する方法によるものとします。

第 27 条(管轄の合意)

本会則及び諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026.4.1